

第46回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年5月15日（土）午後1時

場所 ハービスHALL 大ホール

（会場についての詳細は、裏表紙地図をご参照ください。）
※前回の会場から総会会場が変更となっておりますので
ご注意ください。
※株主総会にご出席の株主様へのお土産及び飲み物の
ご用意はございません。ご理解賜りますようお願い申し
あげます。

決議事項のご案内

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

当社株主総会における新型コロナウイルス（COVID-19）感染防止への対応について、次頁に記載しておりますので必ずご確認ください。

目次

第46回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	27
計算書類	47
監査報告書	61

株式会社 あさひ

証券コード：3333

第46回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社では、本株主総会にご出席される株主様の健康と安全面を最優先に考え、「新型コロナウイルス」の感染防止に向けて下記のとおりご案内申し上げますと共に、皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

〔株主様へのお願い〕

- ・「新型コロナウイルス」の感染拡大の状況並びにご健康状態に十分ご留意の上、ご来場を見合わせることをご検討いただき、**可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。**
- ・特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、ご出席をお控えいただくことを強くお勧めいたします。これらに該当しない方でも、ご心配ご不安のある方は、無理をなさらずにご出席を見合わせることをご検討ください。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方は、ご来場をお控えください。感染防止のため、ご入場をお断りすることがございます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

〔当社の対応について〕

- ・会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近での検温等の措置により、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・感染予防のため、間隔を空けての着席をお願い申し上げます。また、**会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。**万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

〔事後動画配信のお知らせ〕

- ・本年の株主総会においては、事後の動画配信を行ないます。株主総会終了後、動画配信の準備ができ次第、当社コーポレートサイト (<https://corporate.cb-asahi.co.jp/>) でご覧いただくことができます。

当社では会場での感染防止策を可能な限り講じ徹底してまいります。が、**株主総会へのご出席を予定または検討されている株主様におかれましては、健康と安全面から慎重な判断をお願い申し上げます。**尚、総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等によって、新たな措置を講じる場合がございますので、当社コーポレートサイトより適宜、発信情報をご確認賜りますよう、併せてお願い申し上げます。



〈当社コーポレートサイトQRコード〉

以上

(証券コード3333)
2021年4月22日

株 主 各 位

大阪市都島区高倉町三丁目11番4号
株 式 会 社 あ さ ひ
代表取締役社長 下 田 佳 史

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限り株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面により事前に議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年5月14日（金曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年5月15日（土曜日）午後1時（受付開始 正午）
2. 場 所 大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA 地下2階
ハービスHALL 大ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
※前回の会場から総会会場が変更となっておりますのでご注意ください。

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第46期（2020年2月21日から2021年2月20日まで）事業報告、計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状をご提出ください。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
 - ◎株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト（<https://www.cb-asahi.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎本総会ご出席者へのお土産及びお飲み物はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と考えており、継続的に配当を行なうことを基本方針としております。

この方針のもと、第46期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 28円 総額 734,731,592円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月17日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその金額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行なうものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができるよう、現行定款第30条の一部を変更するものであります。なお、現行定款第30条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴う条数の修正、文言の整備その他所要の変更を行なうものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 ～ 第3条 (条文省略)	第1条 ～ 第3条 (現行どおり)
(公告方法)	(公告方法)
第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。	第4条 当会社の公告は、電子公告により行なう。
2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第5条 ～ 第11条 (条文省略)	第5条 ～ 第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 ～ 第14条 (条文省略)	第12条 ～ 第14条 (現行どおり)
(決議の方法)	(決議の方法)
第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。
2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。
第16条 ～ 第17条 (条文省略)	第16条 ～ 第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条 (条文省略)	第18条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は10名以内とする。 (新 設)	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である者を除く。</u>）は10名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 3 (条文省略)	(取締役の選任) 第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行<u>なう</u>。 3 (現行どおり)
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの<u>最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。	(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。

現行定款	変更案	
(新 設)	<u>2</u>	<u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新 設)	<u>3</u>	<u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
(新 設)	<u>4</u>	<u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>
第22条 ～ 第23条 (条文省略)	第22条 ～ 第23条 (現行どおり)	
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)	
第24条 (条文省略)	第24条 (現行どおり)	
2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2	取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議方法)	(取締役会の決議方法)	
第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	第25条	取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。

現行定款	変更案
(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (新 設)	(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (業務執行の決定の取締役への委任) 第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所ならびに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 第28条 (条文省略)	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所ならびに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行なう。 第29条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (社外取締役との責任限定契約) 第30条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u> (新 設) 第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第31条 当社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u> (監査役の員数) 第32条 当社の監査役は5名以下とする。	(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u> (取締役の責任免除) 第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2 <u>当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第32条 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u> (削 除)

現行定款	変更案
(監査役の選任) 第33条 <u>当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(監査役の任期) 第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。</u>	(削 除)
(常勤の監査役) 第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
(監査役会の招集通知) 第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(監査等委員会の招集通知) 第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現行定款	変更案
(監査役会の決議方法) 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(監査等委員会の決議方法) 第34条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行なう。</u>
(監査役会の議事録) 第38条 <u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所ならびに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u>	(監査等委員会の議事録) 第35条 <u>監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所ならびに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行なう。</u>
(監査役会規則) 第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(監査等委員会規則) 第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
(監査役の報酬等) 第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)

現行定款	変更案
(社外監査役との責任限定契約) 第41条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u>	(削 除)
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第42条 ～ 第44条 (条文省略)	第37条 ～ 第39条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第46条 (条文省略)	第41条 (現行どおり)
(剰余金の配当) 第47条 当会社は、定時株主総会の決議によって、毎年2月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当」という)を行う。	(剰余金の配当) 第42条 当会社は、定時株主総会の決議によって、毎年2月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当」という)を行なう。

現行定款	変更案
(中間配当) 第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 第49条 (条文省略) (新 設)	(中間配当) 第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月20日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。 第44条 (現行どおり) <u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第46回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、取締役全員（9名）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案の上程にあたっては、独立社外役員が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会における審議を経ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	しもだ よしふみ 下 田 佳 史 (1971年3月2日生)	1994年4月 当社入社 1999年1月 当社商品部長 2006年5月 当社取締役商品部長 2008年2月 当社取締役商品本部長兼商品部長 2008年5月 当社専務取締役商品本部長 2012年5月 当社代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 愛三希（北京）自転車商貿有限公司執行董事 兼総経理	3,550,341株
		【取締役候補者とした理由】 同氏は、2012年5月に当社の代表取締役社長に就任して以来、事業成長と企業価値向上に向けたグループ戦略の実現を図るため、強いリーダーシップをもって、経営の指揮を執ってまいりました。在任期間中の業績及び、経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、取締役候補者としていたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	にしおか しろう 西岡 志郎 (1962年2月7日生)	2009年1月 当社入社、総務部長 2010年5月 当社取締役総務部長 2020年5月 当社取締役 総務・人事部門担当 (現在に至る) 【取締役候補者とした理由】 同氏は、長きにわたり総務・法務・人事を中心とする管理部門に携わり、2010年5月より当社取締役を務めております。管理部門全域に通じる知識に精通し、豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力等を総合的に勘案し、取締役候補者といいたしました。	1,900株
3 ※	もり しげる 森 茂 (1959年4月11日生)	1983年4月 住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社）入社 2002年2月 ファーストサーバ株式会社（現株式会社IDCフロンティア）入社 2004年6月 同社取締役管理本部長 2008年11月 住金機工株式会社（現株式会社ベンカン機工）入社 2011年6月 同社取締役業務部長 2016年8月 同社執行役員 2020年9月 当社入社、経理部次長 (現在に至る) 【取締役候補者とした理由】 同氏は、これまで他社の取締役を歴任するなど、経理・財務分野における高度な専門性を有しております。これらの豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力を総合的に勘案し、取締役候補者といいたしました。	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4 ※	もちづき 基 望 月 基 (1960年1月8日生)	1982 年 4 月 株式会社ブリヂストン入社 2012 年 9 月 同社執行役員化工品販売担当兼 フィルム・電材事業本部長 2014 年 9 月 同社常務執行役員化工品事業管掌 兼化工品販売担当 2018 年 7 月 ブリヂストンサイクル株式会社代 表取締役副社長（転籍） 2018 年10月 同社代表取締役社長 2019 年 1 月 同社代表取締役社長兼ブリヂスト ンスポーツ株式会社代表取締役社 長 2019 年 9 月 同社代表取締役会長兼ブリヂスト ンスポーツ株式会社代表取締役社 長 2020 年 6 月 同社代表取締役会長（退任） 2020 年 7 月 ブリヂストンスポーツ株式会社非 常勤相談役（2021年4月退任予 定） （現在に至る）	—
【取締役候補者とした理由】 同氏は、これまで他社の代表取締役社長を歴任するなど、企業経営者としての高い見識を有するとともに、当社業界の状況に精通しております。これらの豊富な経験及び経営全般に関する見識と能力を総合的に勘案し、取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 愛三希（北京）自転車商貿有限公司は、2010年3月に当社が中華人民共和国独資会社として設立した子会社であります。
3. ※は新任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役全員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となります。D&O保険の契約期間は1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補の指名を行なうにあたっての方針・手続きは、事業内容や業務等に精通し、十分な知識・経験・能力を持っていることを前提に、独立社外役員が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会での審議を経て取締役会に提案し決定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものがあります。

本議案の上程にあたっては、独立社外役員が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会における審議を経ております。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1 ※	にしむら こういち 西村孝一 (1949年2月3日生)	1971年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 1994年8月 奈良松下設備機器株式会社経理部長（出向） 2001年4月 松下設備システム株式会社本社監査グループ（出向） 2005年2月 同社北海道支社総務ゼネラルマネージャー（出向） 2005年9月 松下電器産業株式会社退社 2008年5月 当社常勤監査役（現在に至る） （重要な兼職の状況） 愛三希（北京）自転車商貿有限公司監事	9,400株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、経理・財務分野における識見及び当社における社外監査役としての実績を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後は当社の社外監査役としての経験と、財務及び会計に関する幅広い知見を活かし、当社の監査・監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。 なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2 ※	か ん だ た か し 神 田 孝 (1963年4月30日生)	1999 年10月 司法試験合格 2000 年 4 月 最高裁判所司法研修所入所 2001 年 9 月 司法修習課程修了（第54期） 2001 年10月 大阪弁護士会登録 岡村堀中道 法律事務所（現：英知法律事務 所）入所 2006 年 3 月 弁護士法人心斎橋パートナーズ設 立 代表社員弁護士就任（現在） 2011 年 7 月 東京弁護士会登録 2013 年 5 月 当社監査役 （現在に至る） （重要な兼職の状況） 弁護士法人心斎橋パートナーズ代表社員弁護士	—
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法令についての高度な能力・識見と当社における社外監査役としての実績を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。 なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3 ※	鈴木敦子 (1962年9月9日生)	1986年4月 松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社 2008年4月 同社理事CSR担当室長（2014年12月退社） 2010年4月 国立大学法人奈良女子大学社外役員・監事（2012年12月退任） 2015年1月 アサヒビール株式会社入社 2015年4月 同社社会環境部長 2015年10月 同社オリンピック・パラリンピック推進本部サステナビリティ推進局長（兼務） 2017年4月 アサヒグループホールディングス株式会社理事CSR部門ゼネラルマネジャー 2019年5月 アサヒビール株式会社退社 2020年5月 当社取締役（現任） 2020年6月 株式会社山善社外取締役（現任） 2021年3月 ライオン株式会社社外監査役（現任） （現在に至る） （重要な兼職の状況） 株式会社山善社外取締役 ライオン株式会社社外監査役 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、長年の事業会社におけるCSR部門での豊富な経験に加え、サステナビリティ、ダイバーシティ、コーポレートコミュニケーション等に関する高い見識を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後は、CSR等の高度な専門性と豊富な経験を活かし、当社経営を多角的な視点で監査・監督いただき、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため尽力いただくことを期待します。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。	100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 西村孝一、神田孝、鈴木敦子の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、西村孝一、神田孝、鈴木敦子の各氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行なうにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、各氏が選任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役全員が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となります。D&O保険の契約期間は1年間であり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 愛三希（北京）自転車商貿有限公司は、2010年3月に当社が中華人民共和国独資会社として設立した子会社であります。
7. 監査等委員である取締役候補者の指名については、財務及び会計に関する相当程度の知見を有すること、または会社経営や高度専門職等における豊富な経験と高い見識を有していることを前提に、独立社外役員が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会での審議を経て取締役会に提案し決定しております。

【ご参考】 当社の「社外役員の独立性基準」

当社は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断しております。

- ①当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）又は過去10年間（但し、その就任の前10年間のいずれかの時において当社の非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者にあつては、それらの役職への就任前10年間）において当社の業務執行者であった者
- ②当社グループを主要な取引先とする者（注2）又はその業務執行者
- ③当社グループの主要な取引先（注3）又はその業務執行者
- ④当社グループの主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- ⑤当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者又はその業務執行者
- ⑥当社グループの会計監査人である監査法人に属する者
- ⑦当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他財産（注4）を得ているコンサルタント、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士等の専門家
- ⑧当社グループから多額の寄付又は助成を受けている者（注5）
- ⑨近親者（注6）が上記①から⑧までのいずれか（重要な業務執行者（注7）に限る）に該当する者
- ⑩過去3年間ににおいて上記②から⑨までのいずれかに該当していた者
- ⑪前各項の定めにかかわらず、その他、当社と恒常的に実質的な利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- (注) 1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人等をいう。
2. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先であつて、直近事業年度における取引額が当該取引先の年間売上高又は経常収益の2%以上の者をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先又は当社グループが借入れを行なっている大口債権者等であつて、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間売上高の2%以上の者をいう。
4. 多額の金銭その他財産とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1千万円以上、法人、組合等の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%以上のことをいう。
5. 多額の寄付又は助成を受けている者とは、当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1千万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
6. 近親者とは、配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。
7. 重要な業務執行者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2020年5月16日開催の第45回定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役分年額40,000千円以内）とご決議いただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、当社と同程度の時価総額を保有する企業をベンチマークとした報酬水準としつつ、企業価値の向上や優秀な人材の確保等の観点から適切な報酬となるよう考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額240,000千円以内（うち社外取締役分年額40,000千円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとしたたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

本議案の上程にあたっては、独立社外役員が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会における審議を経ております。また、当社では、2021年3月15日開催の取締役会において後記26頁のとおり「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、本議案の内容は当該方針に沿うものです。そのため、本議案の内容は、相当であると考えております。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額50,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

上記報酬額は、監査等委員である取締役の職責等を考慮して設定しており、本議案の内容は、相当であると考えております。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2014年5月17日開催の第39回定時株主総会において、取締役に対する役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金を廃止し、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき今日に至っておりますが、今般、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）を対象とした本制度にかかる報酬枠を改めて設定いたしたく存じます。

なお、この報酬枠は、現在の本制度にかかる報酬枠と同様、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の額及び内容は、2014年5月17日開催の第39回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であり、独立社外役員が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会における審議を経ていることから、相当であると考えております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。また、本総会の終結時に本制度の対象となる取締役の数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

当社が拠出する取締役の報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業績指標・役位に応じて当社の取締役に当社株式が交付される株式報酬制度です。ただし、取締役が当社株式の交付を受けるのは、原則として、取締役退任時となります。

(2) 会社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する5事業年度（2020年2月20日で終了する事業年度から2024年2月20日で終了する事業年度までの5事業年度とし、下記の信託期間の延長が行なわれた場合には、以降の各5事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象としております。当社は、対象期間ごとに合計1億5千万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託期間5年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。）しております。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行なうことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、合計1億5千万円の範囲内で、追加拠出を行ない、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイント数の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行なう場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、1億5千万円の範囲内とします。

(3) 取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年5月末に、同年2月20日で終了した事業年度（すなわち前事業年度。以下「評価対象事業年度」という。）における業績指標及び役位に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。1ポイントは当社株式1株とします。信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行なうことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

ポイント数付与は、信託期間内において毎年行なわれます。ポイント数の算定は、役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績指標に応じて決定される支給係数を乗じて行なわれます。取締役に、取締役退任時に、累積ポイント数に応じた株式が交付されます。

取締役が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限は、23,000ポイントとします。

対象期間ごとに本信託により取締役に交付される当社株式の総数は、1年当たりの上限数である23,000株に対象期間の年数を乗じた115,000株を上限とします。

(4) 当社の取締役に對する株式交付時期

受益者要件を満たす当社の取締役が退任する場合、所定の受益者確定手続を行なうことにより、退任時まで付与されていた累積ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、取締役が希望する場合には、当社株式の交付に代えて、当該株式を本信託内で換価した換価処分金相当額の金銭の給付を受けることもできます。

(5) その他

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、持続的な企業価値の向上、優秀な人材の確保、株主との価値共有を目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及び業績連動報酬等としての中長期インセンティブ報酬（株式報酬）により構成する。

社外取締役の報酬は、中立的、客観的な視点から経営陣に助言、提言し、業務執行を監視、監督する役割を果たすという職務に鑑み、業績連動報酬は採用せず、基本報酬（金銭報酬）のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、業績貢献度、当社の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等及び非金銭報酬等である中長期インセンティブ報酬は、株主との価値共有の観点から、業績指標を反映した株式報酬とし、各事業年度の目標値に対する達成度合い及び役位に応じて算出された数の株式を、退任時に交付する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の時価総額を保有する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、具体的な種類別の報酬割合は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を受けて、取締役会で決定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の取締役の個人別の基本報酬（金銭報酬）の内容及び中長期インセンティブ報酬（株式報酬）の内容は、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を受けて、取締役会で決定するものとする。

以 上

事業報告 (2020年2月21日から2021年2月20日まで)**I. 株式会社の現況に関する事項****1. 事業の経過及びその成果**

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が大幅に抑制され企業収益が減少するなど景気は急速に悪化し、先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、自転車は日常生活における人との接触、いわゆる「密」を避けるための移動手段として、通勤・通学を中心に活用機会が増えたことや、運動不足の解消を目的とした健康志向の高まりから利用が増加するなど、改めてその必要性が広く認識されることとなりました。

当社におきましては、政府による第1回目の緊急事態宣言が発出された第1四半期こそ、自主休業や営業時間を短縮したことで売上高は前年を下回りましたが、緊急事態宣言が解除された6月度から全店通常営業に切り替えたところ、来客数の増加に伴い自転車の販売が好調に推移しました。特に需要の多かった電動アシスト自転車やスポーツサイクル、子供用自転車の在庫をいち早く確保したり、インターネットでの購入機会が増加する傾向に素早く対応した結果、第2四半期以降、業績は好調に推移し、通期において増収増益を確保することができました。

また、当事業年度が最終年度となる中期経営計画「あさひVISION2020」では、「SHIFT TO SPORTY」をメインテーマに掲げスポーツサイクルの普及を推し進めるとともに、組織基盤である「人間力」「商品力」「店舗力」の3分野からなるカルチャーモデルの強化に取り組みました。

まず、「人間力」では、社内資格である「マイスター制度」の推進を図り、「接客」「技術」「ガイドツアー」において、スタッフの専門性を高め、より高品質なサービスを提供できるようなプロフェッショナル人材の育成に注力しました。また「ガイドツアー」においては、各地の「スポーツスペシャリティストア」を中心に経験豊富なスタッフが帯同するガイド付きサイクリングツアーやライドイベントを開催するなど、自転車の魅力の発信や楽しみ方の提供を行なってまいりました。

「商品力」では、当社独自のアシスト機能を採用した電動アシスト自転車「ENERSYS」シリーズの充実を図ったほか、通勤での使用を想定した新モデル「オフィスプレスe」を10月下旬に発売し、通勤需要の新しいニーズを発掘しました。なお、商品展開では、新しいジャンルとして注目を集める電動アシストスポーツサイクル（E-BIKE）やシニア向け商材の一つとして車いすなどの品揃えも強化してまいりました。

「店舗力」では、旧型の店舗を建て替えて、売り場面積の拡張や最新の売り場形態への移行により、お客様がさらに選びやすくお買い物を楽しんで頂けるような店舗づくりに取り組みました。また、スポーツサイクルに重点を置いた「スポーツスペシャリティストア」の展開拡大や、従来の郊外型店舗に加え、都心部への出店にも取り組みました。

出退店につきましては、関東地域に12店舗、近畿地域に3店舗を出店し、九州地域の1店舗を退店しました。この結果、当期末における店舗数は、直営店472店舗、FC店19店舗のあわせて491店舗となりました。なお、店舗数にはリニューアルに伴う一時閉店中の店舗が含まれております。

(第46期業績概況)

このような活動の結果、当事業年度におきましては、以下のとおり増収増益となりました。

売 上 高	69,456,001千円	(前期比	16.0%増)
経 常 利 益	7,326,626千円	(前期比	72.5%増)
当 期 純 利 益	4,717,827千円	(前期比	84.4%増)

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、販売網の拡充を図るため、新規出店や既存店舗の建替えをいたしました。

その結果、設備投資総額は、有形・無形固定資産1,708,488千円、賃貸借契約に係る差入保証金346,419千円、総額2,054,907千円となりました。

3. 資金調達の状況

当事業年度の資金調達につきましては、該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当面の対処すべき課題及び具体的な取組状況等

新型コロナウイルス感染症の収束時期が現状見通せない状況のため、先行きは不透明な状況で推移すると思われます。

自転車業界においては、日常生活における人との接触、いわゆる「密」を避けるための移動手段として、自転車の活用機会が増えたことや、運動不足の解消を目的とした健康志向の高まりから利用が増加するなど、自転車の社会的価値の向上とともに需要が増加し、今後も一定程度継続するものと見込まれます。

このような経営環境を踏まえ、当社では、単に商品を販売するだけでなく購入時の楽しさや自転車に乗る楽しさを総合的に提供することで、お客様お一人おひとりのより充実した自転車ライフをサポートし、誰もが安心・安全に自転車を楽しめる環境を創り上げてまいりたいと考えております。その基本方針を基に、中期経営計画「あさひVISION2025」を策定しました。

当面の対処すべき課題として、中期経営計画「あさひVISION2025」における4つの重点戦略「お客様との関係性強化（CRM強化）」「既存店の活性化」「新しい店舗スタイルの開発」「事業領域の拡大」を着実に推進するため、その前提となる「デジタル・IT」「物流」「ブランディング」の3つの成長基盤の強化を推進してまいります。

・「デジタル・IT基盤の強化」

経営の土台であり成長の核となるデジタル・IT基盤の強化を図ることで、SCM（サプライチェーンマネジメント）、オムニチャネル等の最適化を進め、さらなるお客様の利便性向上を目指してまいります。

・「物流機能の強化と最適化」

事業の領域拡大やオムニチャネルを推進していくため、現状の物流拠点の規模及び仕組みの見直し、配送システムの再構築等を図ることで、物流の効率化と納期短縮を目指してまいります。

・「ブランディング強化」

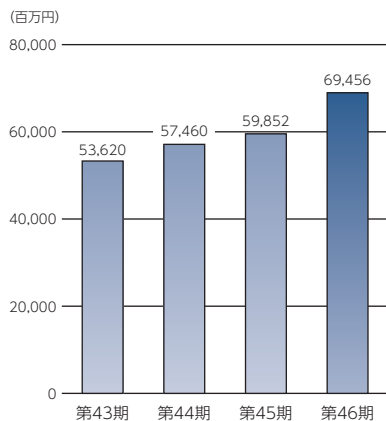
ブランド再活性化をテーマに掲げ、「商品」「店舗」「広告」などの目に見える部分だけでなく、意識や行動といった目に見えない部分においても企業理念や経営ビジョンを反映した統一感（ブランドアイデンティティ）を演出することでブランド価値を高め、さらなる認知度の向上を図ってまいります。

5. 財産及び損益の状況

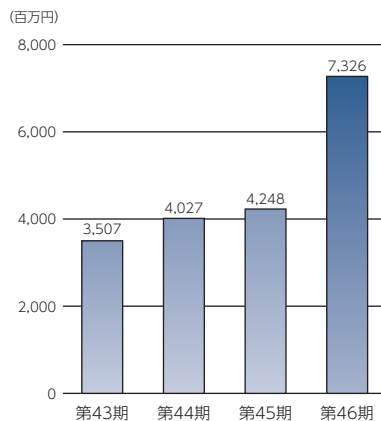
区 分 \ 期 別	第43期 2018年2月期	第44期 2019年2月期	第45期 2020年2月期	第46期 2021年2月期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	53,620,515	57,460,540	59,852,686	69,456,001
経 常 利 益 (千円)	3,507,275	4,027,135	4,248,388	7,326,626
当 期 純 利 益 (千円)	2,051,268	2,360,571	2,559,081	4,717,827
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	78.42	90.24	98.09	180.91
総 資 産 (千円)	36,274,135	36,781,171	37,949,925	45,287,289
純 資 産 (千円)	24,111,331	26,134,713	28,220,222	32,496,726
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	921.76	999.11	1,082.11	1,246.10

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、自己株式を控除して計算しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

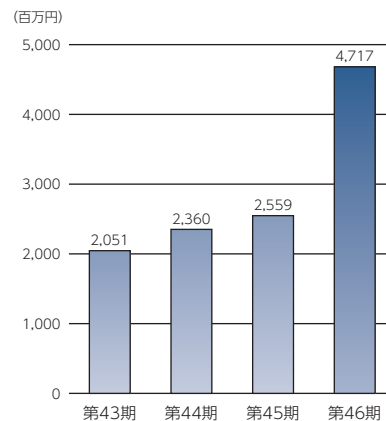
■ 売上高



■ 経常利益



■ 当期純利益



6. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。なお、当社の子会社として愛三希（北京）自転車商貿有限公司がありますが、子会社の資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財産及び損益の状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものとして、連結計算書類を作成しておりません。

7. 主要な事業内容（2021年2月20日現在）

自転車及びその部品並びに付属品の輸入・輸出・製造・卸・販売

自転車の点検、修理

自転車及びその部品並びに付属品のレンタル業務

インターネットによる通信販売業務

古物の売買並びに輸出入

8. 主要な事業所及び店舗（2021年2月20日現在）

① 本社 大阪市都島区高倉町三丁目11番4号

② 大東町オフィス 大阪市都島区大東町二丁目3番20号

③ 八王子オフィス 東京都八王子市南大沢二丁目214番4号

④ 直営店舗 472店舗

北海道東北エリア (18店舗)

北海道 8店舗 岩手県 1店舗 宮城県 6店舗

秋田県 1店舗 山形県 1店舗 福島県 1店舗

関東甲信越エリア (200店舗)

茨城県 11店舗 栃木県 6店舗 群馬県 5店舗

埼玉県 34店舗 千葉県 30店舗 東京都 64店舗

神奈川県 37店舗 新潟県 6店舗 山梨県 3店舗

長野県 4店舗

中部エリア (62店舗)

富山県 4店舗 石川県 4店舗 福井県 2店舗

岐阜県 3店舗 静岡県 14店舗 愛知県 32店舗

三重県 3店舗

- | | | | |
|----------------|---------|----------|--|
| 近畿エリア (108店舗) | | | |
| 滋賀県 5店舗 | 京都府 9店舗 | 大阪府 56店舗 | |
| 兵庫県 30店舗 | 奈良県 4店舗 | 和歌山県 4店舗 | |
| 中国四国エリア (39店舗) | | | |
| 鳥取県 2店舗 | 島根県 1店舗 | 岡山県 5店舗 | |
| 広島県 9店舗 | 山口県 6店舗 | 徳島県 4店舗 | |
| 香川県 4店舗 | 愛媛県 5店舗 | 高知県 3店舗 | |
| 九州エリア (45店舗) | | | |
| 福岡県 24店舗 | 佐賀県 2店舗 | 長崎県 1店舗 | |
| 熊本県 7店舗 | 大分県 6店舗 | 宮崎県 5店舗 | |
- ⑤ インターネット店舗 3店舗
 (通信販売) サイクルベースあさひオンラインショップ
 サイクルベースあさひPayPayモール店
 サイクルベースあさひ楽天市場店
- ⑥ F C 店舗 19店舗
 三重県 4店舗 京都府 4店舗 大阪府 7店舗
 兵庫県 1店舗 広島県 1店舗 鹿児島県 2店舗
- ⑦ 物流倉庫 2拠点
 (三重県) ALC西日本 (サイクルベースあさひ西日本物流センター)
 (埼玉県) ALC東日本 (サイクルベースあさひ東日本物流センター)
- ⑧ 研修施設 2拠点
 (大阪府) 西日本研修センター
 (埼玉県) 東日本研修センター

9. 従業員の状況（2021年2月20日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,600名	69名増	33歳 0ヶ月	7年 7ヶ月

（注）従業員数には、使用人兼務取締役3名は含んでおりません。

10. 主要な借入先及び借入額（2021年2月20日現在）

該当事項はありません。

Ⅱ. 株式に関する事項（2021年2月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 96,243,200株
 (2) 発行済株式の総数 26,240,800株
 (3) 当事業年度末の株主数 19,823名（单元未満株主を含む）
 (4) 上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
下 田 佳 史	3,550,341 株	13.53 %
下 田 英 樹	2,042,216	7.78
下 田 美 智 子	1,892,198	7.21
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信 託 口）	1,552,100	5.91
株 式 会 社 シ ー ・ ビ ー ・ エ イ	972,100	3.70
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信 託 B 口）	906,600	3.45
下 田 忍	766,960	2.92
下 田 富 昭	759,592	2.89
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行（信 託 口）	689,200	2.63
あ さ ひ 従 業 員 持 株 会	599,400	2.28

- (注) 持株比率は自己株式（386株）を控除して計算しております。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）所有の当社株式161,590株を含んでおりません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年2月20日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	下 田 佳 史	愛三希（北京）自転車商貿有限公司執行董事 兼総経理
取 締 役	西 岡 志 朗	総務・人事部門担当
取 締 役	大 森 貴 志	マーケティング・店舗運営部門担当
取 締 役	林 伸 之	店舗開発部長
取 締 役	松 下 徹	事業企画部長
取 締 役	古 賀 俊 勝	経理部長
取 締 役	伊 部 己 代 二	
取 締 役	稲 田 増 光	中塚賢税理士事務所副所長
取 締 役	鈴 木 敦 子	株式会社山善社外取締役
常 勤 監 査 役	西 村 孝 一	愛三希（北京）自転車商貿有限公司監事
監 査 役	北 山 顕 一	
監 査 役	神 田 孝	弁護士法人心斎橋パートナーズ代表社員弁護士

- (注) 1. 取締役伊部己代二、稲田増光、鈴木敦子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役西村孝一、北山顕一、神田孝の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役西村孝一氏は、事業会社において経理部長を歴任するなど、永年にわたる経理部門での勤務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 愛三希（北京）自転車商貿有限公司は、2010年3月に当社が中華人民共和国独資会社として設立した子会社であります。
5. 当社は、取締役伊部己代二、稲田増光、鈴木敦子、監査役西村孝一、北山顕一、神田孝の各氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づき社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容は以下のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任については、取締役及び監査役の職務を行なうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度として、限度額を超える部分については責任を負わない。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

(就任)

2020年5月16日開催の第45回定時株主総会において、鈴木敦子氏が取締役役に選任され、就任いたしました。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 報酬等の決定に関する方針及び手続

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内で決定しております。

役員報酬制度は、固定報酬である基本報酬及び業績報酬（各事業年度の業績指標及び役位に応じて取締役に当社株式が交付される「役員報酬BIP信託」）により構成することとしております。

なお、社外取締役を含む非常勤取締役及び監査役は、固定報酬である基本報酬のみとしております。

取締役の基本報酬については、取締役会において、担当する職務、責任、業績貢献度等の要素を基準として検討・審議し、決定しております。

各監査役の基本報酬については、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
取締役	9名	134,652千円
監査役	3名	23,160千円
合計 (うち社外役員)	12名 (6名)	157,812千円 (38,793千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、2014年5月17日開催の第39回定時株主総会において承認された当事業年度における株式報酬引当金の繰入額（取締役6名24,000千円）を含めております。
2. 株主総会の決議（2020年5月16日）による取締役報酬の限度額は、年額200,000千円（うち社外取締役40,000千円）であります。
3. 株主総会の決議（2020年5月16日）による監査役報酬の限度額は、年額30,000千円であります。
4. 株主総会の決議（2014年5月17日）による取締役（社外取締役は除く）に対する株式報酬等についての会社が拠出する金員の上限は、上記2.とは別枠で連続する5事業年度を対象として150,000千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との兼職状況

区 分	氏 名	兼職の状況
取 締 役	稲 田 増 光	中塚賢税理士事務所において、副所長として、業務執行を行なっております。
取 締 役	鈴 木 敦 子	株式会社山善において、社外取締役を務めております。
監 査 役	神 田 孝	弁護士法人心斎橋パートナーズにおいて、代表社員弁護士として、業務執行を行なっております。

- (注) 1. 中塚賢税理士事務所と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
2. 株式会社山善と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
3. 弁護士法人心斎橋パートナーズと当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	伊 部 己代二	当事業年度開催の取締役会17回のうち、全回出席しております。取締役会において、事業運営に関する事項、営業活動に関する事項等広範にわたり質問や意見を述べております。
取 締 役	稲 田 増 光	当事業年度開催の取締役会17回のうち、16回出席しております。取締役会において、事業運営に関する事項、営業活動に関する事項等広範にわたり質問や意見を述べております。
取 締 役	鈴 木 敦 子	社外取締役就任後に開催された取締役会14回のうち、全回出席しております。取締役会において、事業運営に関する事項、営業活動に関する事項等広範にわたり質問や意見を述べております。

区 分	氏 名	主な活動状況
常 勤 監 査 役	西 村 孝 一	当事業年度開催の取締役会17回のうち、全回出席しております。監査役会につきましては、15回のうち、全回出席しております。会計監査（監査法人との連携による）と業務監査（取締役の業務執行状況及び法令遵守状況の確認、各部門の内部統制管理の整備状況や法令・諸規程の遵守並びに運営状況の確認、また各店舗の運営・管理状況の確認）を行っており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
監 査 役	北 山 顕 一	当事業年度開催の取締役会17回のうち、全回出席しております。監査役会につきましては、15回のうち、全回出席しております。業務監査（取締役の業務執行状況及び法令遵守状況の確認）を行っており、当社のコンプライアンス体制の構築・維持並びに店舗運営・管理状況についての発言を行っております。
監 査 役	神 田 孝	当事業年度開催の取締役会17回のうち、全回出席しております。監査役会につきましては、15回のうち、全回出席しております。業務監査（取締役の業務執行状況及び法令遵守状況の確認）を行っており、当社のコンプライアンス体制の構築・維持並びに店舗運営・管理状況についての発言を行っております。

Ⅳ. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支 払 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	34,000
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会社法第399条の規定に基づき、前期の監査実績の分析・評価、当期の監査計画における時間・配員計画及び報酬額の見積り等の相当性を審議した結果であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の報酬等を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できないため、上記の金額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額が含まれています。

(3) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

V. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項及び運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

経営理念及び行動指針

経営理念

『私たちは、自転車を通じて世界の人々に貢献できる企業を目指します。その企業目的に賛同し、参画するすべての人々が、豊かな人生を送れることを目指します。』
この経営理念の下、実践をとおして、企業価値の向上を図ることを経営の基本方針としています。

行動指針

お客様満足度の向上：常にお客様の立場に立って考え、行動します。

感謝の気持ち、誠意ある態度が基本です。

安全性の追求：安全かつ信頼性の高い魅力ある商品を適正な価格で提供します。

常なる革新：熱意をもって、常に自ら革新に努めます。

法規の遵守：適法、公正にして社会規範に則した行動をとります。

当社及び子会社は、経営理念の実現に向けて、上記の行動指針をすべての役員と使用人が業務執行の基本方針とするとともに、適正な業務執行のための内部統制システムを構築・整備・運用しております。

そして、業務の適法性・効率性の確保と危機管理に努め、さらにこの内部統制システムの整備を図るため、環境の変化に柔軟に対応し、適切に改善・充実を行なっております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、経営理念、行動指針を日常の事業活動の指針とするとともに、代表取締役がその精神を取締役及び使用人に継続的に伝達し、取締役は、社会規範・法令遵守を率先垂範することにより社会の構成員としての倫理観、価値観に基づき誠実に行動することを浸透させ徹底を図っております。

取締役会は法令・定款・諸規程に基づいた取締役の業務執行の監督を行ない、取締役は相互の業務執行を監視し、また、監査役は法令に定める権限により、規則・基準に基づき監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報及び文書の取扱いに関して、取締役の業務執行に関わる内容を含め、適切かつ確実な状態で記録し、稟議規程、内部情報管理規程、文書管理規程、個人情報保護管理規程及びマニュアルに基づき、法令・定款に則した期間と内容を設定し、保存・管理を行っております。

また、これら保存・管理された文書・情報はデータとして検索が可能であり、閲覧の容易性を確保しております。

管理の運用・手続き及び体制については、監査役による取締役の業務執行状況の監査、及び内部監査部門による内部監査の実施により必要に応じて改善措置を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守・環境・気象条件、災害、品質・生産管理、情報管理、及び為替・輸入管理などに係る損失の危険については、それぞれの担当部門にて、規程・要領の制定、研修会などの開催又は派遣、マニュアルの作成・配布と周知徹底により損失危険の軽減と事態発生の予防安全対策を行っており、各部門を横断する損失の危険につながる事案については総務部が担当、監視しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

将来の事業展開構想と経営目標に基づき、経営方針を定め3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、予算委員会が同計画の下、毎期当初に部門ごとの業績目標と予算を立案し、取締役会において承認・実施しております。

部門担当取締役は、目標達成・重点事項推進のため実施すべき内容を具体的・効率的な施策として計画・実施し、月次業績データを取締役会に報告しております。

取締役会は、予算差異について要因分析と必要な対策を求め、継続的な改善がより合理的・効率的な業務遂行体制の維持と目標達成につながるよう図っております。

また、当社の経営理念・計画が投資家を始め多くの利害関係者の理解を得ることが事業の推進・運営にとってより効率的に作用すると考えているため、代表取締役社長が情報開示を統括し、適時・適切な情報開示を実施するとともに、自ら説明会等における発表を務めております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査業務のみを行なう社長直轄の内部監査部門を設置し、全部署を対象として計画的に実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行なわれているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正・不偏に調査・検討しております。

また、監査過程において発見された事項をまとめ、監査報告書及び改善指示書として監査結果を社長に報告し、対象部門に改善指示を通知、後日確認監査を行なうことにより、会社の財産の保全並びに経営効率の向上に努め、業務を行っております。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、実効性のある内部統制システムを構築するとともに、担当取締役から定期的な財務報告を受け、業務の適正を確保する体制としております。

また、各部門の業務に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、効率運営体制、損失又は危機管理体制を構築する責任と権限を与えております。なお、各部門は業務分掌規程、職務権限規程を始め社内規程により運営されており、担当取締役は取締役会においてこれら業務の執行状況について報告する義務を負っております。

内部監査部門は、当社及び子会社における業務が法令、社内の規程等に基づいて、適正かつ効率的に行なわれていることを評価、モニタリングいたします。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役を補助すべき使用人は置いておりませんが、必要に応じ、監査役の職務を補助するための使用人を置くことといたします。

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動については監査役全員の同意の下、取締役と意見交換した上で決定いたします。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助を指名された使用人が監査役を補助すべき期間中は、その使用人への指揮権は監査役に委譲され、任命、解任、評価、人事異動、賃金の改定等の人事権に関しても、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの指揮命令を受けない形で独立性を確保しております。また、「監査役監査基準」により、その使用人に対する指示の実効性を確保しております。

(9) 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、業務又は業績の重要な事項について監査役に報告を行っております。また、業務の執行に関する法令違反及び不正行為の事実、又は当社及び子会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとしており、監査役に報告を行なったことを理由として当該報告者が不利な取扱いを受けないよう、社内規程を制定し当該報告者を保護しております。また、報告を行なったことを理由として、当該報告者が不利な取扱いを受けていることが判明した場合には、社内規程により、不利な取扱いを除去するため速やかに適切な措置をとります。

監査役は重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要会議に出席し、経営上の重要情報について報告と説明を受けており、重要な議事録、

稟議書の回付、さらに必要に応じて稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めています。

また、取締役は、財務報告の適正性及び定款・法令遵守状況等について、職務執行を誓約し、業務執行確認書を監査役会に提出いたします。

(10) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査費用の支出にあたっては「監査役監査基準」により、その効率性及び適正性に留意し、職務執行上必要と認められる費用について予算を提出しております。また、緊急又は臨時に支出した費用及び交通費等の少額費用については、事後、会社に償還を請求することができるものとなっております。

(11) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役会は、常勤監査役 1 名と非常勤監査役 2 名で構成され、全員社外監査役であります。月 1 回以上監査役会を開催し、報告及び重要事項について協議しております。また、定期的に代表取締役社長と会合し、監査上の重要課題等について意見及び情報の交換を行っております。

また、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査役は合理的、効率的な業務監査を行なうため、取締役会、経営会議等重要会議に出席し、取締役の職務執行状況を確認するとともに、内部監査部門との内部監査計画の協議、意見交換を行なうなど密接な情報交換と連携を図っており、会計監査人とも緊密な連携を保つことにより実効性を確保するとともに自らの監査成果の達成を図っております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務情報及び非財務情報の報告の信頼性確保及び金融庁より 2006 年 6 月に公布された金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行なう内部統制部会を設置し、整備、運用状況などの検証を行ないます。内部統制部会は使用人に対して、制度及び業務プロセスにおける統制が財務報告の信頼性確保を目的とした活動であることを教育・研修により周知徹底します。また、内部統制部会は当社の内部統制全般を検討し、内部統制上の不備の発見、不足又は懸念の事象については取締役会及び監査役会に報告するとともに対策を行っております。

取締役会は財務報告とその内部統制を監視し、代表取締役社長は、法令に基づき、財務報告とその内部体制の整備運用状況及び統制システムが適正に機能することを継続的に評価するとともに、必要な改善により適合性を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

基本方針

すべての役員及び使用人が社会秩序及び社会と個人の安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を持たないことを掲げ、組織的対応により毅然とした態度で臨むことを基本方針としております。

整備活動

- ① 上記方針に基づき反社会的勢力の関与活動を拒絶するため、同勢力への対応要領を整備し、内部統制システムに組み込んでおります。
- ② また、不当な要求・圧力や脅迫等があった場合の社内経路と役割分担を定め、情報の共有を図り組織的に対応することとしております。
- ③ 反社会的勢力の排除とともに、当社役員及び使用人の違法行為、反社会的行為にも厳正な姿勢と対応で臨んでおります。
- ④ 外部専門機関との連携体制の構築を図っております。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、事業活動の指針となる経営理念及び行動指針について、経営者自らが社内報、各種会議、研修の機会を通じて継続的に伝達することで、取締役及び従業員への浸透を図っております。

内部統制については、内部統制システムの構築を行なう内部統制部会を担当取締役及び監査役出席の下、当期においては計4回開催しました。評価範囲を定め、内部監査部門を中心として整備・運用状況評価を行ない、発見された問題点は内部統制部会を通じて担当取締役及び監査役へ報告を行なうとともに、是正に向けて速やかに指導することで改善を図っております。

また、内部監査部門による内部監査において発見された事項をまとめ、監査報告書又は改善指示書として監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、改善確認が必要な事案に関しては後日改善確認を行なうことにより、会社の財産の保全並びに経営効率の向上に努めております。

VI. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題と考えており、継続的に配当を行なうことを基本方針としております。剰余金の配当は、期末配当の年1回としており、配当の決定機関は、株主総会であります。

内部留保につきましては、店舗の新設や改装、IT並びに物流等の利益に貢献する投資に充てると同時に、事業活動の充実・拡大、さらにはグローバルな事業展開に有効投資し、経営基盤の強化、企業価値の向上に努めてまいります。

このような方針に基づき、堅調な業績推移を踏まえ、当事業年度の利益配当金につきましては、1株当たり期末配当額を2020年12月25日「配当予想の修正に関するお知らせ」で公表した28円00銭とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は中間配当を行なうことができる旨を定款に定めております。中間配当の決定機関は、取締役会であります。

次期の配当金につきましては、利益配分に関する基本方針に基づき、1株当たり28円00銭を予定しております。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸借対照表 (2021年2月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	24,665,824
現金及び預金	7,589,310
売掛金	3,170,301
商品	11,910,317
未着商	730,947
未収蔵	75,234
未収入金	311,267
前払費用	374,283
為替予約	217,856
その他の	287,265
貸倒引当金	△960
固 定 資 産	20,621,464
有形固定資産	12,282,288
建物	8,183,825
構築物	378,701
機械及び装置	22,399
車両運搬具	5,873
工具、器具及び備品	405,149
土地	3,089,742
建設仮勘定	196,596
無形固定資産	471,018
ソフトウェア	357,050
その他の	113,967
投資その他の資産	7,868,157
関係会社出資金	91,083
従業員に対する長期貸付金	1,131
長期未収入金	5,725
長期前払費用	511,917
差入保証金	5,105,842
建設協力金	1,078,175
繰延税金資産	977,393
投資不動産	84,567
その他の	18,046
貸倒引当金	△5,725
資 産 合 計	45,287,289

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	11,683,388
買掛金	4,351,718
未払金	1,073,715
未払費用	1,554,370
未払法人税等	2,023,685
未払消費税等	949,707
前受金	478,700
預り金	148,313
前受収益	3,708
賞与引当金	878,451
株主優待引当金	152,730
商品保証引当金	66,786
その他の	1,501
固 定 負 債	1,107,173
株式報酬引当金	148,000
商品保証引当金	19,801
資産除去債務	608,213
その他の	331,158
負 債 合 計	12,790,562
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	32,362,765
資 本 金	2,061,356
資 本 剰 余 金	2,165,171
資本準備金	2,165,171
利益剰余金	28,367,001
利益準備金	18,688
その他利益剰余金	28,348,313
特別償却準備金	331,777
別途積立金	22,090,000
繰越利益剰余金	5,926,536
自己株式	△230,764
評価・換算差額等	133,961
繰延ヘッジ損益	133,961
純 資 産 合 計	32,496,726
負 債 ・ 純 資 産 合 計	45,287,289

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年2月21日から2021年2月20日まで)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売 上 高						69,456,001
売 上 原 価						34,434,294
売 上 総 利 益						35,021,706
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						28,157,822
営 業 外 利 益						6,863,883
営 業 外 収 益						
受 取 利 息					49,294	
受 取 賃 金					108,066	
受 取 補 償					300,260	
そ の 他					122,374	579,995
営 業 外 費 用						
支 払 利 息					214	
為 替 差 損					13,026	
不 動 産 賃 貸 原 価					88,206	
そ の 他					15,806	117,253
経 常 利 益						7,326,626
特 別 利 損						
固 定 資 産 除 却 損 失					14,345	
減 損					255,794	270,139
税 引 前 当 期 純 利 益						7,056,486
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税						2,577,000
法 人 税 等 調 整 額						△238,340
当 期 純 利 益						4,717,827

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2020年2月21日から2021年2月20日まで）

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	2,061,356	2,165,171	2,165,171	18,688	517,418	20,090,000	3,495,395	24,121,502	△230,703	28,117,326
当期変動額										
剰余金の配当							△472,328	△472,328		△472,328
特別償却準備金の取崩					△185,641		185,641	—		—
当期純利益							4,717,827	4,717,827		4,717,827
別途積立金の積立						2,000,000	△2,000,000	—		—
自己株式の取得									△60	△60
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	△185,641	2,000,000	2,431,141	4,245,499	△60	4,245,438
当期末残高	2,061,356	2,165,171	2,165,171	18,688	331,777	22,090,000	5,926,536	28,367,001	△230,764	32,362,765

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	102,895	102,895	28,220,222
当期変動額			
剰余金の配当			△472,328
特別償却準備金の取崩			—
当期純利益			4,717,827
別途積立金の積立			—
自己株式の取得			△60
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	31,066	31,066	31,066
当期変動額合計	31,066	31,066	4,276,504
当期末残高	133,961	133,961	32,496,726

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関 係 会 社 出 資 金 移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商	品	総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未 着	商 品	個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯	蔵 品	総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 建物（建物附属設備は除く）

a) 1998年3月31日以前に取得したもの

定率法によっております。

b) 1998年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

c) 事業用定期借地権が設定されている借地上の建物

借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、1998年3月31日以前に取得したものはありません。

建物以外

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～50年
----	-------

工具、器具及び備品	2～20年
-----------	-------

無 形 固 定 資 産 定額法によっております。

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

投資不動産	建物（建物附属設備は除く） 定額法によっております。 建物以外 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、 定額法によっております。 主な耐用年数は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>10～20年</td></tr> </table>	建物	10～20年
建物	10～20年		

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
株主優待引当金	将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
株式報酬引当金	取締役に対する株式報酬に充てるため、当事業年度における業績指標及び役位に応じて付与されたポイント数に基づき将来支給する役員報酬見込額を計上しております。
商品保証引当金	商品の保証サービスに係る将来発生すると見込まれる費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づき発生見込額を計上しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) ヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ手段とヘッジ対象

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引
 - ② ヘッジ方針等

外貨建金銭債務及び外貨建予定取引の為替リスクの低減を目的とし当該取引を行なうにあたっては、当社の内部規程である「金融派生商品取引管理規程」に基づいております。
 - ③ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象が同一通貨、同一金額であることなどから、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価を省略しております。
- (2) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「受取保険金」は、営業外収益の総額100分の10以下となつたため、当事業年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	12,265,591千円
投資不動産の減価償却累計額	128,397千円
減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。	

(損益計算書に関する注記)

1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

△5,406千円

2. 固定資産除売却損

固定資産除売却損の内訳は次のとおりであります。

建物	12,672千円
構築物	109千円
車両運搬具	0千円
工具、器具及び備品	1,564千円
計	14,345千円

3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類	金 額(千円)
営業店舗	大阪府他	建物、構築物、 工具、器具及び備品、 長期前払費用	255,794
合 計			255,794

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗及び賃貸不動産を基本単位として資産のグルーピングを行なっております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び退店等の意思決定を行なった店舗並びに賃貸不動産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(255,794千円)として特別損失に計上しております。減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	231,040千円
構築物	11,222千円
工具、器具及び備品	9,477千円
長期前払費用	4,053千円
減損損失 合計	255,794千円

なお、資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、営業店舗については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものは回収可能価額を零として評価し、それ以外については将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを割引率に反映させており、将来キャッシュ・フローを4.24%で割引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式 (株)	26,240,800	—	—	26,240,800
自己株式				
普通株式 (株)	161,940	36	—	161,976

(注) 1. 自己株式の増加36株は、単元未満株式の買取りによる増加です。

2. 当社は、2014年6月19日より「役員報酬BIP信託」を導入しております。当事業年度末の自己株式数には、当該信託が所有する当社株式161,590株を含めております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月16日 定時株主総会	普通株式	472,328	18.00	2020年2月20日	2020年5月18日

(注) 「配当金の総額」には、この配当金の基準日である2020年2月20日現在で役員報酬BIP信託が所有する当社株式161,590株に対する配当金2,908千円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月15日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 734,731千円
- ② 1株当たり配当額 28円
- ③ 基準日 2021年2月20日
- ④ 効力発生日 2021年5月17日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 「配当金の総額」には、この配当金の基準日である2021年2月20日現在で役員報酬BIP信託が所有する当社株式161,590株に対する配当金4,524千円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因は、以下のとおりであります。

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	267,927千円
未払事業税	118,464千円
未払社会保険料	78,454千円
減価償却超過額	429,590千円
未払役員退職慰労金	27,742千円
株式報酬引当金	45,110千円
株主優待引当金	46,582千円
商品保証引当金	26,405千円
差入保証金	60,898千円
建設協力金	38,732千円
資産除去債務	185,383千円
貸倒引当金	2,037千円
たな卸資産評価減	38,320千円
その他	49,968千円
繰延税金資産合計	1,415,620千円

(繰延税金負債)

長期前払費用	144,191千円
資産除去債務に伴う除去費用	90,332千円
特別償却準備金	144,913千円
繰延ヘッジ損益	58,789千円
繰延税金負債合計	438,226千円
差引：繰延税金資産の純額	977,393千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
住民税均等割	2.5%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.1%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の金融商品に対する取組は、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行借入等による方針であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、クレジットカード売上に関してクレジットカード会社、商品供給売上に関して取引先の信用リスクに晒されております。

差入保証金及び建設協力金は、店舗の賃貸借契約によるものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、その決済時において、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であり、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「債権管理規程」に従い、売掛金、差入保証金、建設協力金について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高の管理を行なうとともに、財務状況等の悪化等による回収遅延のおそれのあるときは、担当部署が速やかに適切に処理を行なっております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の実行及び管理については「金融派生商品取引管理規程」に従い、決裁担当者の承認を得て行なっております。

また取締役会に対して、定期的な運用状況の報告がなされております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経理部が毎月資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年2月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注) 2. を参照ください）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	7,589,310	7,589,310	—
(2) 売掛金	3,170,301	3,170,301	—
(3) 差入保証金	1,837,198	1,981,154	143,955
(4) 建設協力金	1,078,175	1,192,741	114,565
資産計	13,674,985	13,933,507	258,521
(1) 買掛金	4,351,718	4,351,718	—
(2) 未払金	1,073,715	1,073,715	—
(3) 未払費用	1,554,370	1,554,370	—
(4) 未払法人税等	2,023,685	2,023,685	—
負債計	9,003,490	9,003,490	—
デリバティブ取引（※）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	25,105	25,105	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	192,750	192,750	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金、(4) 建設協力金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

なお、これらのうち、契約によりキャッシュ・フローが確定している差入保証金に含まれている差入預託保証金（返済期限の定めのあるもの）及び建設協力金以外については、次頁（注）2. のとおり、時価を算定することが極めて困難であるため、時価が確定できる差入預託保証金（返済期限の定めのあるもの）、建設協力金についてのみ帳簿価額及び時価を記載しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 人民元	314,624	—	(注) 24,657	(注) 24,657
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	106,436	—	(注) 448	(注) 448

②ヘッジ会計が適用されているもの
通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 人民元	外貨建予定取引	4,349,467	—	(注) 188,036
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	732,790	—	(注) 4,714

(注) 時価の算出方法は取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 (千円)
差入保証金	3,268,644

(注) 1. の資産 (3) の差入預託保証金（返済期限の定めのあるもの）を除き、市場価格もなくまた賃貸借契約における退去までの期間を算定することは困難であることから、キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を算定することが極めて困難であるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,589,310	—	—	—
売掛金	3,170,301	—	—	—
差入保証金	119,591	473,305	536,409	707,891
建設協力金	117,093	401,801	445,602	113,677

(持分法損益等に関する注記)

当社は関連会社がありませんので、該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額 1,246円10銭
 2. 1 株当たり当期純利益 180円91銭
- (注) 算定上の基礎
1 株当たり当期純利益

損益計算書上の当期純利益 (千円)	4,717,827
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	4,717,827
期中平均株式数 (株)	26,078,857

役員報酬BIP信託が所有する当社株式を「1 株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております(161,590株)。

また、「1 株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(161,590株)。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年3月29日

株式会社あさひ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 康 仁 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 花 谷 徳 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社あさひの2020年2月21日から2021年2月20日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年2月21日から2021年2月20日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画および職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、適宜意見を述べるほか、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な店舗において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、意見を表明いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年4月5日

株式会社あさひ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 西 村 孝 一 ㊞

監 査 役（社外監査役） 北 山 顕 一 ㊞

監 査 役（社外監査役） 神 田 孝 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 ハービスHALL 大ホール

大阪市北区梅田2-5-25 ハービスOSAKA 地下2階

(本総会に関するお問合せ先) 株式会社あさひ 電話番号：06-6923-2611 (代表)

※前回の会場から総会会場が変更となっておりますのでご注意ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産及びお飲み物のご用意はございません。

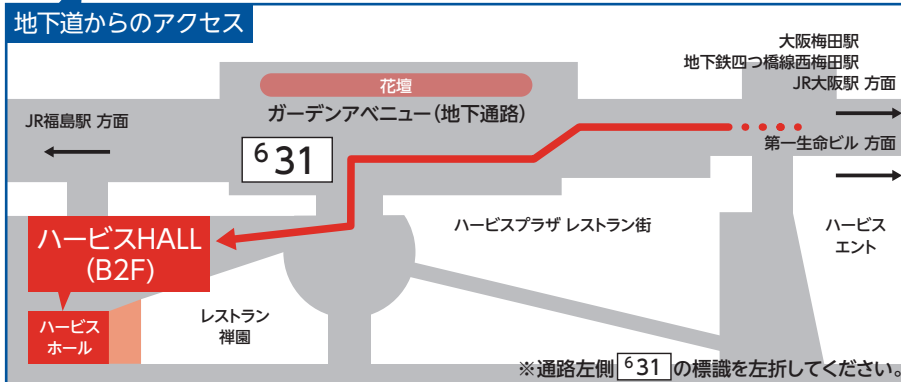
ご理解賜りますようお願い申し上げます。



交通のご案内

- 1 阪神大阪梅田駅（西改札）西側より徒歩6分
- 2 Osaka Metro四つ橋線 西梅田駅（北改札）より徒歩6分
- 3 JR大阪駅（桜橋口）より徒歩7分
- 4 JR東西線北新地駅（西改札）より徒歩10分
- 5 Osaka Metro御堂筋線 梅田駅（南改札）より徒歩10分
- 6 Osaka Metro谷町線東梅田駅（北改札）より徒歩12分
- 7 阪急大阪梅田駅より徒歩15分

地下道からのアクセス



お願い

- お車でのご来場はご遠慮ください。
- 会場内は禁煙ですのでご了承ください。
- 会場内での飲食はご遠慮ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。